

豊橋市資源化センター余熱利用施設
整備・運営事業

基本協定書
(案)

平成17年【 】月
豊橋市

豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業に関する 基本協定書（案）

豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、豊橋市（以下「甲」という。）と、[構成員名称]、[構成員名称]及び[構成員名称]をその構成員とし、[構成員名称]を代表者とする落札者（以下、これを「乙」と総称し、その構成員を「乙の構成員」と総称し、またその代表者を「乙の代表者」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、甲と、乙が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）とが、豊橋市資源化センター余熱利用施設（以下「本施設」という。）の設計、建設、維持管理、運営及び以上にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を締結することに向けた甲及び乙の義務を定めることを目的とする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本事業の入札手続における審査委員会及び甲の要望事項を尊重しなくてはならない。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本協定締結後、平成 [] 年 [] 月 [] 日までに、事業予定者を商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本、認証済み原始定款の謄本証明付き写しを甲に提出する。

2 前項の場合、乙の構成員は、必ず事業予定者に出資しなければならない。また、乙の構成員によって保有される株式のうち、乙の代表者の株式保有率が最も高くなければならない。乙の構成員以外の者は事業予定者に出資することはできない。

（株式の譲渡等）

第4条 乙の構成員は、事業契約が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

2 乙の構成員は、前項の甲の書面による事前の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を

設定した場合には、担保権設定契約書の写しをすみやかに甲に提出しなければならない。

(業務の委託、請負)

第5条 事業予定者による本事業の実施に関しては、本施設の設計に係る業務を〔構成員名称〕に、建設に係る業務を〔構成員名称〕に、維持管理に係る業務を〔構成員名称〕に、運営に係る業務を〔構成員名称〕にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、本協定締結後、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに、前項に定める本施設の設計、建設、維持管理及び運営に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結せしめるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。

3 第1項により事業予定者から本施設の設計、建設、維持管理及び運営に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに、甲と事業予定者との間で、仮契約を締結せしめるものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に、次の各号の事由が生じたときは、甲は、事業予定者との間で事業契約を締結しないことができる。

(1) 本事業又は事業契約の締結に関して、乙の構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条（私的独占または不当な取引制限の禁止）の規定に違反し、又は乙の構成員が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条（事業者団体の禁止行為・届出義務）第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者の構成員に対し、独占禁止法第48条の2（課徴金納付命令）第1項又は第54条の2（審決による課徴金納付命令）第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本事業又は事業契約の締結に関して、乙の構成員が、独占禁止法第48条（違反者に対する勧告・勧告審決）第4項、第49条第2項、第53条の3（同意審決）、第54条（審決）又は第54条の2（審決による課徴金納付命令）第1項に規定する審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条（審決取消しの訴えの提起）第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。ただし、(イ)審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条（定義）第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、(ロ)同法第54条（審決）第3項による該当する事実がなかったと認められる場合における審決の場合、(ハ)その他甲

が特に認める場合を除く。

- (3) 本事業又は事業契約の締結に関して、乙の構成員の役員又は使用人について、刑法（明治40年法律第45号。以下「刑法」という。）第96条の3（競売等妨害）若しくは同法第198条（贈賄）又は独占禁止法第89条（私的独占・不当な取引制限の罪）第1項に規定する刑が確定したとき。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の実施のために互いに協力するものとする。
- 3 乙は、甲と事業予定者との間で事業契約が締結された後、速やかに別紙1の様式による構成員による誓約書を作成して甲に提出するものとする。

（準備行為）

- 第7条 乙は、事業契約締結前にも、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐ。

（事業契約不調の場合の処理）

- 第8条 甲の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らない場合は、乙の構成員及び事業予定者が本件事業の準備に関して支出した合理的範囲内の費用は、甲の負担とする。
- 2 乙の構成員又は事業予定者の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らない場合は、甲が本件事業の準備に関して支出した合理的範囲内の費用は、事業予定者の負担とする。
 - 3 甲並びに乙の構成員及び事業予定者のいずれの責めにも帰すことができない事由により事業契約の締結に至らない場合は、それまでに甲並びに乙の構成員及び事業予定者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認する。

（違約金）

- 第9条 事業契約締結後に、乙の構成員に第6条（事業契約）第1項ただし書各号の事由が生じたときには、乙の当該構成員が連帯して、甲の請求に基づき、落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、事業契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、甲はその超過分につき賠償を請求することができ、乙の当該構成員は連帯してこれを支払う義務を負うものとする。

(秘密保持)

第 10 条 甲及び乙は本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。但し、権限ある官庁・公署の要請・命令に従う場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本協定の変更)

第 11 条 本協定の規定は、本協定の全当事者の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 12 条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は名古屋地方裁判所とする。

(規定外事項)

第 13 条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

(以下空白)

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲並びに乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

豊橋市今橋町1番地
甲 豊橋市
豊橋市長 早川 勝

乙 [] グループ

(代表者)

住 所 []

会社名 []

代表者 []

住 所 []

会社名 []

代表者 []

住 所 []

会社名 []

代表者 []

住 所 []

会社名 []

代表者 []

(別紙1)

平成 [] 年 [] 月 [] 日

豊橋市 殿

構成員による誓約書

豊橋市（以下「市」という。）及び〔SPC 名称〕（以下「事業者」という。）との間で、平成 [] 年 [] 月 [] 日付けで締結された豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である〔構成員名称〕、〔構成員名称〕、〔構成員名称〕及び〔構成員名称〕（以下、それぞれを「構成員」といい、その総称を「構成員ら」という。）は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 構成員による事実の表明及び保証

構成員は、市に対して、本契約締結日における次に掲げる事実を表明し、また保証する。

- (1) 事業者が、平成 [] 年 [] 月 [] 日に、商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在しており、事業者に関する解散事由は存在せず、解散決議も行われていない。また、事業者の設立の無効、事業者の株主総会決議の無効もしくは取消、または事業者の取締役会決議の無効を主張する訴訟が提起されたことはなく、構成員の知る限りにおいてかかる訴訟が提起されるおそれはない。
- (2) 構成員は本契約第 70 条（事業者における事実の表明及び保証）各号に掲げる事実につき事業者と連帯してその事実を表明し、また保証する。

2. 構成員による誓約

構成員は、本契約に基づく事業者の債権債務が消滅する日までに、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 本日時点における事業者の発行済株式総数は [] 株であること。
- (2) 本日時点の事業者の株式の総数のうち [] 株は〔構成員名称〕が、[] 株は〔構成員名称〕が、[] 株は〔構成員名称〕がそれぞれ保有する。

- (3) 構成員は事業者に対して、破産、民事再生、会社整理、会社更生、特別清算又は今後制定される倒産関連法に基づく手続の開始申立を行わない。
- (4) 構成員は、事業者は、自ら破産、民事再生、会社整理、会社更生、特別清算又は今後制定される倒産関連法に基づく手続の開始申立を行わず、また、事業の自主的な放棄をなさせしめない。

3. 事業者と構成員の連帯

構成員は、本契約に基づき事業者が市に対し負担する次に掲げる義務につき、事業者と連帯してこれを履行する。

- (1) 本施設の運営開始時期の遅延に伴う損害遅延金の支払い（事業契約書（案）第 24 条（本施設運営開始遅延時の対応）第 4 項）
- (2) 公金取扱規定違反に係る損害賠償および遅延損害金の支払い（事業契約書（案）第 50 条（公金の取扱い）第 3 項、第 4 項）
- (3) 運営開始前の事業者の債務不履行に伴う解除時の事業者債務の支払い（事業契約書（案）第 55 条（事業者の債務不履行に伴う解除）第 2 項）

【その他事業者提案の内容に応じて構成員の負担する項目を追加します。】

4. 金融機関に対する株式の譲渡等

構成員らが保有する事業者の株式を、事業者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、若しくはその他同株式を譲渡し又は同株式に担保権を設定するなどの処分をする場合は、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得る必要がある（市は合理的理由なくその承諾を拒まない。）。また、同株式に担保を設定する場合、担保権設定契約書及び融資契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出しなければならない。

5. 構成員の地位譲渡

構成員の第三者に対する地位の譲渡は、本誓約書に定める構成員の義務を継承した第三者に対して行うものとするが、事前の市の書面による承諾（市は合理的理由なくしてその承諾を拒まない。）がなければ、当該譲渡は認められない。なお、これに反する構成員からの株式譲渡承認請求があった場合には、事業者は、かかる請求を承認せず、本誓約書に定める構成員の義務を承継する者を株式譲渡の相手方として指定し、事前の市の書面による承諾（市は合理的理由なくしてその承諾を拒まない。）を得なければならない。

6. 秘密保持

秘密保持に関して、構成員は、以下に掲げる事項を遵守する。

- (1) 本事業に関連して相手方から受領した秘密情報を秘密として保持し、責任をもって管理し、第三者（事業者を除く。以下本項において同じ。）に開示してはならない。
- (2) 委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合、相手方に守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示できる。
- (3) 上記（2）により秘密情報を開示した当事者は、開示先に秘密情報を目的外で使用させないことを要する。
- (4) 上記（1）～（3）の定めにかかわらず、法令に従う場合又は権限ある官庁・公署の要請・命令に従う場合は、相手方の承諾を要することなく開示できる。
- (5) 以下に掲げるものは秘密情報から除外する。
 - ①開示のときに既に公知である情報
 - ②開示した当事者から開示される以前に開示を受けた当事者が正当に保持していたことを証明できる情報
 - ③市及び構成員が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを文書により承諾した情報
 - ④開示の後、開示を受けた当事者のいずれの責めにも帰せず公知となった情報
- (6) 本契約の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

以上

(代表者)

住 所 []

会社名 []

代表者 []

住 所 []

会社名 []

代表者 []

住 所 []

会社名 []

代表者 []

住 所 []

会社名 []

代表者 []